



断ったのに…また勧誘!?

しつこい勧誘の電話は法律違反です!



*断ったにもかかわらず、事業者から何度も勧誘の電話が来るといふ相談が寄せられています。再勧誘は、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう。

ひとこと助言

- 事業者の勧誘を断る際は、事業者名、連絡先等を聞き取ったうえで、「いりません」「お断りします」など、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。
- 知らない人からの電話にはすぐに出ないようにしましょう。留守電機能や行政が貸付している自動通話録音機を活用しましょう。荒川区では、区内在住 65 歳以上の世帯に無料で設置しています。(申込先：区民生活部生活安全課 03-3891-8883)
- 勧誘を断り切れず契約しても、クーリング・オフ等で解約ができる場合があります。

業者からの勧誘に不安を感じたり、トラブルが生じた場合は

消費生活センター(5604-7055)にご相談ください。